

## 9. 景観まちづくりの推進に向けて

---

### (1) 市民・事業者・行政の役割

景観まちづくりを推進していくためには、市民・事業者、行政が一体となり、本市の景観形成の目標を理解し、その目標を共有しつつ、協働して取り組む必要があります。

特に、日常的に地域の個性や特徴を最も理解している市民の役割は重要であり、市民が主体的に考え、景観まちづくりに取り組むことは良好な景観を形成していくうえでは不可欠です。

#### ◇市民の役割

- ・景観を構成する建築物や工作物は、日常生活の中で使うものであり、身近にあるものです。これらの造り方や使い方は、そのまちなみの景観に大きな影響を及ぼします。そのため、市民は自らが景観形成の主体であるという意識が必要です。
- ・また、住宅の外構や囲障に加えて、ゴミ置き場の管理など地域ぐるみで取り組むべきことも多いため、地域コミュニティを通して、市民相互に良好な景観の形成に対する理解を深め、協力を継続することが必要不可欠です。

#### ◇事業者の役割

- ・事業者もまた良好な景観の形成の主体です。事業活動を行う際には、地域の実状に合わせた事業のデザインと計画の立案に努める必要があります。

#### ◇行政の役割

- ・良好な景観の形成の基本目標（将来像）をめざし、市全域における良好な景観の形成を推進するための総合的な施策により誘導します。
- ・公共施設の整備や維持管理などで、市民や事業者に対して、良好な景観の形成の模範となるような先導的な役割を果たします。
- ・市民、事業者などの意見を聴き、景観形成の熟度に合わせながら、他の法制度等の活用によって、良好な景観の形成のための法的拘束力と担保力を高めていきます。
- ・良好な景観の形成に係る情報の共有化など、市民、事業者、国、大阪府及び周辺市が相互に有機的な連携を図ることができるように必要な措置をとります。
- ・啓発活動、情報の提供、良好な景観の形成に寄与する活動の支援を行います。
- ・市民等の財産権その他の権利を尊重するとともに、公共事業その他の公益的事業との調整に努めます。

## (2) 推進体制

市民にとって身近なレベルで美しいまちなみづくりを幅広く展開し、市民・事業者、行政が一体となり、協働で景観まちづくりを推進していくために、次のような活動を展開していきます。

### ◇美しい寝屋川を育む市民組織の立ち上げ

\*将来的には「景観整備機構」をめざし、NPO法人化や公益法人化も考えられます。

- ・景観に関わる様々な情報と景観づくりに関する手法を蓄積する場として、寝屋川に愛着を持つ市民、学生、NPOや建築、ガーデンデザインの専門家、公共的団体（商工会議所等）などにより構成することが考えられます。
- ・公共事業などの景観整備に加え、個別の建築や地域の環境改善といった協議・協調型の景観形成の主体となるため、自由な発想と行動力が必要です。
- ・この組織は、市民・事業者など関係者の間のコーディネイト役ともなるため、景観に関する専門性を高めていく必要があります。

### ◇景観まちづくりを推進していくための啓発活動や調査研究活動

\*将来的に、美しい寝屋川を育む市民組織が設立されれば、この組織が次のような活動を担う

- ・景観まちづくりに関する普及啓発活動の企画と実施を行う  
例えば：
  - ・広報誌の発行
  - ・景観シンポジウムの企画と実施
  - ・良好な景観及びその形成に寄与した人物や事業者に対する顕彰活動
  - ・景観コンクール、景観コンペティションの開催
  - ・生涯学習講座の開催や講師派遣
  - ・景観に関する調査研究
  - ・寝屋川の景観資産に関する広報誌や書籍の発行
  - ・景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設の候補の提案

### ◇景観アドバイザー制度の創設に向けた検討

- ・市や事業者などに対して、良好な景観の形成に関する各分野の専門家のアドバイスを提供する制度です。
- ・構成は、学識経験者、建築デザイナー、土木デザイナー、ガーデンデザイナー、樹木医などの専門家によります。
- ・本制度創設に向けた検討を進めます。

### ◇寝屋川市景観審議会の創設

- ・景観計画の全体の進行管理と目標指標の達成度のチェックを定期的に行います。
- ・景観計画の浸透具合と運用状況をみながら、適宜、景観計画の見直しについて審議します。
- ・景観アドバイザー制度と情報の共有化に努め、連携を図ります。
- ・市民の景観まちづくり活動団体への助言を行います。

### **(3) 行政の取り組み**

公共施設や大規模な建造物等は、地域の景観形成に際して大きな影響を与えます。そのため、これら景観形成に際して大きな影響を及ぼす施設については、景観に配慮した整備や規制・誘導を積極的に進めていく必要があります。

#### **◇民間大規模建築物等の規制・誘導**

地域の景観形成に大きく影響を及ぼす大規模建築物等は、地域に相応しい形態・意匠であることが求められます。

市内の大規模建築物は、これまで「寝屋川市都市景観要綱」や「寝屋川市都市景観要綱景観形成ガイドライン」に基づき、景観に与える影響が大きい大規模建築物についての景観誘導を行い、一定の景観形成を図ってきました。

今後は、「景観法」に基づき大規模建築物等の景観誘導を効果的に規制・誘導します。

#### **◇デザイン面に配慮した公共施設整備**

市民が日常的に接する道路や河川等の公共施設が景観形成に果たす役割は重要です。そのため、特に大規模な公共施設を整備するにあたっては、景観配慮の指針づくりや第三者を含んだ場の活用等、デザイン面等で景観に配慮する取り組みを検討していきます。

#### **◇全庁あげた景観まちづくりの推進**

市の組織全体が連携をし、それぞれの担当業務のなかで良好な景観の実現を図っていくための施策展開が必要です。

景観基本計画と景観計画に基づき、全庁的に景観行政に取り組むことができるよう、景観に関する連絡・調整会議を設置し、各部局間の景観施策の調整や連携を図り、良好な景観形成の実現や誘導に努めます。

### **(4) 景観法の活用**

行政による取り組みとしての大規模建築物等に関する規制・誘導は、景観法に基づく景観計画の策定により、法的担保を有した実効性のあるものとなります。

さらに、景観法の適用により、景観法が有するさまざまなツールが活用できます。

景観法に基づき策定する景観計画の策定の方向と概要をみると、次のようになります。

#### **◇景観計画で定める事項**

本市では、景観基本計画で掲げた方針・施策の実効性を担保するため、景観法に基づく景観計画を策定します。

本市が策定する景観計画で定める事項の概要を示します。

<必須事項>

- 景観計画の区域
- 良好な景観の形成に関する方針
- 行為の制限に関する事項
- 景観重要建造物・樹木の指定の方針

<選択事項>

- 屋外広告物に関する行為の制限に関する事項

① 景観計画区域

本市では、市全域で景観法を活用した良好な景観形成に向けた施策を展開していくため、市全域を「景観計画区域」に指定し、景観計画の対象とします。

また、景観計画区域内で、今後、地域の特徴を活かした景観形成を重点的に図るべき地区を「景観重点地区（以下、「重点地区」）」として指定し、より積極的な施策を実施していきます。

なお、将来的に重点地区としての位置づけが望ましいと考えられる地区を「景観重点候補地区」とし、地域住民に対する景観への意識を高めるための取り組みを積極的に行うものとしします。

② 行為規制

本市における景観計画区域における行為制限としては、景観に与える影響が大きい大規模建築物や大規模工作物等を対象として、届出による良好な景観の規制・誘導を行います。具体的な届出対象行為としては「寝屋川市都市景観要綱」の考え方を基本としながら、景観法に基づく条例で規定することにより必要要件を定めることとします。

また、重点地区においては、地区ごとの特徴を踏まえた景観形成の方針を検討し、戸建住宅等も含めて対象となる行為を定め、景観誘導を行うこととします。

③ 景観重要建造物

地域の良好な景観を形成する重要な役割を果たしている建造物は、景観重要建造物に指定します。

景観重要建造物は、国の措置による相続税の適正評価、市独自の配慮として固定資産税の減免、改修時の助成制度を検討する等、その維持・保全や有効活用を検討します。また、維持管理では、景観整備機構の活用も検討します。

④ 景観重要樹木

地域の良好な景観を形成する外観の優れた樹木は、景観重要樹木に指定し、保全を図ります。また、維持管理では、景観重要建造物と同様に景観整備機構の活用を検討します。

## ◇景観法に基づく制度

景観計画に定める内容の他、景観法には景観まちづくりを支援するさまざまなツールが用意されています。

### ① 景観重要公共施設

良好な景観を形成する観点から、景観計画に、それぞれの施設に係る許可の基準（道路の占用許可、河川の占用・土石の採取・工作物等の新設及び許可等）を定めることができます。

### ② 景観地区

良好な景観形成を図る地区を都市計画に位置づけ、建築物や工作物のデザイン・色彩、高さ、敷地面積等について総合的に規制・誘導を行います。

### ③ 景観協定

景観計画区域の一団の土地について、良好な景観の形成を図るため、土地所有者等の全員の合意により、対象となる土地の区域における良好な景観の形成に関する事項を協定できる制度であり、景観に対する意識が醸成した地域で活用されることが期待されます。

### ④ 景観整備機構

市民や事業者等による景観形成の取り組みを促進・支援していくため、関連する既存の職能団体や業界団体をはじめ、NPO 等に対して指定を行うことができます。

本市では、景観重要建造物や樹木の管理主体として、景観整備機構が役割を担っていくことが期待されます。

### ⑤ 景観協議会

景観計画区域内の良好な景観形成を図るために必要な協議を行う組織で、景観行政団体、景観重要公共施設の管理者、景観整備機構等により構成され、必要に応じて、関係行政機関及び観光、商工、農業等の団体、公益事業を営む者、住民その他良好な景観の形成促進のための活動を行う者を加えることができます。

### ⑥ 住民等による提案制度

景観計画の策定等に関して、景観行政団体に対して住民が行うことのできる提案制度です。（景観法第 11 条）

土地所有者又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とした NPO 等は、一体として良好な景観を形成すべき土地の区域について、景観計画の策定又は変更の提案をすることができます。